

# 管理主義教育の再検討

— II の 3 —

勝 野 尚 行

- 序 節 「管理主義教育」概念の再検討
- 第 1 節 文部省「日の丸」「君が代」通知の問題
- 第 2 節 「靖国」公式参拝の問題
  - 「靖国懇」報告書の問題
  - 首相・閣僚の「靖国」公式参拝
  - 「靖国」公式参拝に対する批判
  - ……（以上、前号まで）
  - 「管理主義教育」概念の検討（補論）
  - 「靖国」秋季例大祭参拝の中止
  - ……（以上、本号）
- 第 3 節 『新編日本史』教科書問題

## 「管理主義教育」概念の検討（補論）

本連載論文を私は「管理主義教育の再検討」という題名の論文として発表している。第 1 節では文部省「日の丸」「君が代」通知の問題を、第 2 節では「靖国」公式参拝の問題を、それぞれ取りあげている。そしてもしも第 3 節を新たに追加するとすれば、やはり高校教科書『新編日本史』（原書房刊）の検定「合格」問題を取りあげなくてはならないと思っている。この『新編日本史』教科書問題こそ、1986 年度中に起こった教育政策問題のなかで、もっとも重大な問題だと思われるからである。そしてその後には、かの臨教審が 1987 年 8 月 7 日付で『第 4 次答申（最終答申）』を出して解散したから、この 3 年間に及んだ臨教審の問題について、掘り下げた検討をしなくて

はなるまい。かの教育課程審議会が1987年11月27日に文部大臣あて提出した答申「審議のまとめ」も、同じ系列の問題として、いまや看過することは到底できない。

しかし、そうだとすると、これら各節で取りあげる問題と「管理主義教育の再検討」という、本連載論文の主題との関係について、あらためて論究しておく必要が生じよう。そこで以下、「管理主義教育」概念について再検討しなくてはならないと考えている理由を、本連載論文「Iの1」の序節で述べたことを踏まえて、若干再論してみることにする。

#### 管理主義教育と現代「生徒指導」

「管理主義教育」概念の内容について、くり返し論究しなくてはならない理由の一つは、「管理教育」とか「管理主義教育」とかという言葉が極めてよく使われており、これについての著書・論文もすでに多数あるのに、いまなおこの概念の内容について確定的なものがなく、「管理主義教育とは何を指すのか」という疑問に私もよく出くわすからである。そうした現状にもてらして考えてみたとき、「管理主義教育の再検討」が必要となる理由は、大きく次の2つに分けられるように思われる。

その第一は、「管理主義教育とはどんな教育のことをいうのか」という、この概念そのものの内容をより説得的に確定しなくてはならないという理由である。管理主義教育として特徴づけられる教育が現在、疑いもなく実在しているからには、この概念そのものの内容的確定の仕事を、どうしても放置することはできないであろう。

その第二は、管理主義教育の現実について問題にするときには、現代日本の教育政策をあたかも管理主義教育政策を核とする教育政策のようにとらえて、これについて批判を集中するという方法では足りないという理由である。というのは、現代日本の教育政策は、現代日本の教育の管理主義的再編、さらには能力主義的再編をめざしているだけではなく、さらにその国家

主義的再編までもめざしているからであり、その意味で管理主義教育政策を批判していくときにも、この管理主義教育と能力主義教育とが、さらにこれらと国家主義教育とが、どう内在的・論理的につながっているのか、この点をよく透視しながらその批判を続けなくてはならないからである。

さて、このうちの第二の課題こそ、本連載論文の研究主題とするところであるが、以下少しばかり、第一の課題についてもさらに論究しておくことにしよう。問題提起にとどまることになるけれども。

「管理主義教育」概念について、よりいっそう明確な内容規定を行うためには、これが全体としての教育内容行政にてらしてみたと、そのうちのどの部分・側面を主に特徴づけ批判しようとするものであるかを、はっきりさせなくてはならないのではないかと思われる。この点が明確でないために、せっかく「管理主義教育」という鋭い教育現実批判の概念が提示されながら、これについての、人々の十分な理解が得られず、人々の理解が分散的になってしまっているのではないかと思われるのである。

現代教育内容行政を概観しながら、そのうちの「管理主義教育」論が批判している部分・側面を、以下若干明らかにしておくことにしよう。文部省の教育内容行政のうち、「管理主義教育」概念は主要には、どの部分を問題にするものであるか。

学校教育法の第20条・第38条・第43条は、それぞれ小学校・中学校・高等学校の「教科に関する事項」(教育内容)を監督庁(文部大臣)が定める旨規定し、これを受けて同法施行規則の第24条・第53条・第57条は、それぞれ小・中・高の教育課程を各教科・道徳・特別活動の3領域(高校は「道徳」なしの2領域)で編成するものとする旨定め、さらに同規則の第25条・第54条の2・第57条の2は、それぞれまた小・中・高の「教育課程の基準」として文部大臣が公示する『学習指導要領』をあげている。そこで教育内容行政の実態に迫るためには、この『学習指導要領』の内容を分析しなくてはならないということになる。その『学習指導要領』の内容をみたとき、

さしずめ目立つのは「学校における道徳教育」の部分である。

「学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うことを基本とする。したがって、道徳の時間はもちろん、各教科及び特別活動においても、それぞれの特質に応ずる適切な指導を行わなければならない。

学校において道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活の基本的行動様式をはじめとする道徳的実践の指導を徹底するよう配慮しなければならない。」(『中学校学習指導要領』昭和56年版。小学校版は「生徒」を「児童」とかえただけのもの。高校版は多少異なる部分がある。)

特設「道徳」時間と異なる「学校における道徳教育」は、3領域(高校は2領域)の全分野に浸透する教育となる。

ところでまた、学校教育法施行規則の第52条の2・第65条によって、中学校・高校には「生徒指導主事」を置くことになっているが、この主事の掌る「生徒指導」とは何であるか。この「生徒指導」は上記の「学校における道徳教育」(以下「道徳教育」と同じように、教育課程「領域」外の指導となるが、両者はいったいどのような関係に立つのか。「生徒指導」の内容についても『学習指導要領』の規制は、もちろん各教科・特別活動等と同じように及ぶのであるが、こうした問題について、手許に文部省『生徒指導の手びき』(1965年初版)、同『生徒指導の手引(改訂版)』(1981年版)等があるので、これらの内容をみることをとおして、順次明らかにしていかななくてはならない<sup>1)</sup>。これらの生徒指導手引書をも概観したうえで、次のようなことが指摘できるのではないと思われる。

道徳・各教科・特別活動等の領域からなる「教育課程」には、「生徒指導」はもちろん、「道徳教育」も独自の領域としては含まれない。これらは「学校の教育活動全体を通じて行うことを基本とする」からである。そうだとすると、教育課程の「領域」外にありながら、しかもその教育課程の中にまでそれが深く及んでいく、そうした「機能としての」教育・指導があるという

ことになり、それこそ「道徳教育」であり「生徒指導」だということになる。そして、これらの「道徳教育」と「生徒指導」との関係についていえば、本来「道徳教育」は児童・生徒の内面的価値観の形成を直接に課題とするものであるから、「生徒指導」はむしろ児童・生徒の「日常生活の基本的行動様式」の形成を直接に課題とするものとなり、これら両者が両々相まって児童・生徒の「人格」形成をめざしているということになる<sup>2)</sup>。「形から入る生徒指導」ということがいわれるが、「生徒指導」の特徴をよく示しているといえよう。

「管理主義教育」という概念は、現代の教育内容行政にそくしてみれば、教育課程の各「領域」の内容を批判しようとする概念ではなく、上記の「生徒指導」「道徳教育」を主要に問題とし批判しようとする概念なのではないか。広義の「管理主義教育」概念は、もちろん「管理主義教育行政」まで含んでいるが、狭義の「管理主義教育」概念は、主要には「管理主義的生徒指導」の形式・中身を指しているのではないかと思われるのである。いずれにせよそれは、「総体としての教育」を批判するための概念ではないのである。

【註】

- 1) これらの「生徒指導」の手引書は、「生徒指導」と「生活指導」との関係について、次のように書いている。「『生徒指導』に類似した用語に『生活指導』という言葉があり、この二つは、その内容として考えられているものがかなり近い場合があるが、『生活指導』という用語は現在かなり多義的に使われているので、本書では『生徒指導』とした」（『生徒指導の手引（改訂版）』6—7ページ）。「生徒指導」は従来からの「生活指導」にとってかえられた概念である。
- 2) 「学校における道徳教育」と「生徒指導」との関係についても、さらに詳細な検討が必要であるが、上記『生徒指導の手引』の第1章第2節の「生徒指導の課題」をみると、5つの課題があげられており、その3には「基本的な生活習慣の指導」があげられ、その4には「道徳教育の基盤を培うために生徒指導の充実強化が必要とされる」があげられて、「生徒指導を充実することは、道徳の時間などにおける指導をその基底から充実強化することになり、両者が相まって学校における道徳教育を推進することになるのである」（同、9ページ）と書かれている。

その後の検索により、この「生徒指導」の指導手引書として、文部省から実に多

数の『資料』が出版されていることが明らかになった。それらは小・中・高について、それぞれ出版されているが、1973年現在までについてみると、文部省『小学校生徒指導資料』としては第3集までであるが、同『生徒指導資料』（中学校・高等学校向け）として第18集まで、同『生徒指導研究資料』（中学校・高等学校向け）として第12集まで、実に精力的に出版されている。文部省の「生徒指導」指導行政の内容を知るため、追って合わせ詳細にその内容を検討してみなくてはならない。それらの「資料」は「登校拒否」「校内暴力」「学業指導」「生徒指導推進体制」等々を特集しているからである。

### 城丸章夫『管理主義教育』

私が1980年代の教育政策をより総合的にみていくのに、とりわけ示唆に富むものとするのは、城丸章夫『管理主義教育』（新日本出版社、1987年）である。本書の中で城丸氏は、「管理主義教育」概念に対して一定の疑問を出しているだけではなく、いま一步すすめて、80年代教育政策をよりトータルにとらえるための新たな概念まで提起しているからである。城丸氏の提起している概念（「皇国主義教育」）の80年代教育政策の中への位置づけ方については、私のそれとは少しばかり異なるところもあるけれども、その問題提起が80年代教育政策のより総合的な分析に大いに示唆に富むことは間違いない。そこで以下、少しばかり詳細に、城丸氏の説くところをみていくことにする。本書の中で城丸氏が論究している問題は、極めて多岐にわたっているが、さしずめここで論究するのは、本書の第3章「皇国主義教育の復活」であり、それで十分であろう。第3章論文が本書の核心に据えられているとみてよいからである。

(1) 現代の教育政策の総体をとらえるのに「管理主義教育」概念が必ずしも十分に適切とはいえないことは、城丸氏も認めるところであり、「事態をより正確に表現した方がいい」として、それを「皇国主義教育の復活」などとしてとらえるように提案している。「東の千葉、西の愛知」などとも呼ばれている現代の「管理主義教育」そのものを、氏はまず次の4つの方面か

ら特徴づけている(『管理主義教育』前出, 148—150 ページ)。

① 旧軍隊風の体罰(侮辱・しごきを含む)の復活である。旧軍隊風の服従観・上下観や教育観を意図的・積極的に普及し推進しようとしていることである。

② 戦時中のやり方であった朝礼時の「日の丸」掲揚儀式や下校時の降納儀式の復活である。「全校の教職員・児童・生徒が、『君が代』の放送が聞こえている間、校内のどこで何をしようとも、それをただちにやめて直立不動となって、掲揚(降納)される旗に注目し、あるいは旗の立っているであろう方向に向いているというやり方」(同, 149 ページ)の復活である。

③ 「軍隊式秩序と行動様式とに慣れさせる」という目的での、戦時中の勤労奉仕隊型の、作業地点に向かったの集団行動と集団作業の復活である。「子どもたちを隊(班)に編成し、班長の指揮の下に隊伍を整えて作業地点(清掃の割り当て場所など)まで行進し、作業の始めと終りは班長の点呼を受け、班長の指揮・命令の下に作業を分担し、『始メ』『止メ』の命令で作業を始めたり終ったりするというやり方」(同, 149 ページ)の復活である。

④ 軍国主義・皇国主義の思想・道徳を機会あるごとに説いている学校・教師の登場である。「戦時中の軍国主義的・皇国主義的な思想・道徳を意図的・積極的に教えこもうとしている学校・教師がある」(同, 149 ページ)ということである。

城丸氏はおよそ、世間でいう「管理主義教育」を以上のように特徴づけながら<sup>1)</sup>、それが皇国主義・皇国史観を「あえて強引に持ちだしている」ことに着目して、次のように述べている。

「これは『管理主義教育』と呼ぶよりも、『戦時下教育の復活』とか、『皇国主義教育の復活』とかと呼んで、事態をより正確に表現した方がいいと思います。また『皇国主義』の主張内容は、今後、変化してゆく可能性がありますので、そうした変化をも包みこむことができるものとしては『戦時下教育の復活』とか、『ネオ・ファシズム教育』とかいうように呼んだ方

がよいかもしれません。」(同、151 ページ)

現代の教育政策を「管理主義教育の徹底」政策と呼ぶよりも、「事態をより正確に表現した方がいい」から、これを「皇国主義教育の復活」政策と呼んだ方がよいという問題提起である。

(2) 城丸氏の「皇国主義教育」論をみていくのに先立って、まずその「管理主義教育」論からみていかななくてはなるまい。氏の提案は、端的にいってしまえば、現代の教育政策を管理主義教育政策としてとらえるのではなく、それを皇国主義教育政策としてとらえようという提案であるが、問題はあれかこれかにはなく、現代の教育政策を管理主義教育政策としてとらえているだけでよいのかにあるのではないか。むしろ私の問題意識は、現代の教育政策を「管理主義教育の徹底」政策の方面からだけみていて、果たしてその総体をとらえ切れるのかにあるから、城丸氏の問題提起から少しばかりずれていることになる。

城丸氏は、すでに氏の「管理主義教育」概念を「皇国主義教育」なるものの中に組み入れてしまっているが、その皇国主義教育とはひとまず別個のものとして、管理主義教育なるものが存在し、現在その普及・徹底が政策的・行政的にはかられているとみなくてはなるまい。現代の管理主義教育政策は、ひとまず皇国主義教育政策とは無関係な政策である。城丸氏も「取締り主義型の管理主義教育」という呼び方をしている箇所があるけれども、そうした管理主義教育が確かに実在しているのである。

1980年代教育政策の中でみれば、「日の丸」「君が代」徹底通知、「靖国」公式参拝、『新編日本史』検定「合格」等々の政策は、どこからみても皇国主義・皇国史観の教育政策にはかならないけれども、もっぱら服従主義・順応主義の精神の形成をめざし、児童・生徒の校内・校外の全生活を規制しようとする管理主義教育の普及・徹底が、やはり他方では強力にはかられているのである<sup>2)</sup>。

皇国主義教育とはひとまず独立した、その管理主義教育の実態・現実のこ

とについては、私自身もその調査研究に参加して分担執筆している『いのちかがやく明日へ』（「教育をよくする岐阜県民会議」付設「体罰・暴力調査研究委員会」報告書、1986年出版）においても、岐阜県の教育を事例に詳細に解明している。

### (3) 城丸氏の「皇国主義教育」論をみていこう。

「私は、『皇国主義』とは宗教と道徳とを天皇が独占しているとする主義だと考えます。即ち、天皇は神によって命ぜられた、この国の永遠の支配者だとすることをはじめとする一連の国家神道の主張と、天皇は日本の思想・道徳の根元的生産者であり決定者であるとする一連の道徳論を骨格とするイデオロギーであり、歴史にこれを適用したものが『皇国史観』だと考えます。」(同、151ページ)

「その『皇国主義』と軍隊的服従訓練とを結合させたものが、『皇国主義教育』であります。これが、戦時下教育、特に1937年(昭和12)以後の、いわゆる『天皇制ファシズム期』の教育の基本的な考え方であり、やり方でありました。」(同、151-152ページ)

氏による「皇国主義」「皇国主義教育」の解説であるが、この解説の後にも氏は、戦時下教育のあらゆるものが1960年代後半から個々に復活し始めたが、「それが80年代に入ると、総合的に復活しようとする動きが出始めたわけです。つまり、皇国主義教育という形を明らかにめざした一連の動きの発生と伸展であります」(同、152ページ)と述べ、1980年代を「皇国主義教育の総合的復活」の時代として特徴づけている。解説の中で氏は「皇国主義」と「軍隊的服従訓練」とを結合させたものが「皇国主義教育」だと述べているが、「軍隊的服従訓練」をも含む服従主義行動訓練こそ管理主義教育の本質であろう。皇国主義教育と管理主義教育とが論理的・思想的に対立するというようなことはありえないが、前者が著しく人間の内面的な思想・道徳の形成にかかわっていく教育であるのに対して、後者はむしろ人間の外面的な行動形式の形成にかかわっていく教育であるとみられよう。

ところで、私が城丸氏の「皇国主義教育」論にとりわけ注目するわけは、氏が「全人格的絶対服従」という概念を提示するなかで、「皇国主義」と

「管理主義」との結合の必然性について、示唆に富む解明・提言をしているからである。

「現代の『学校人間』や『会社人間』は、自分の全人格を学校や会社の支配の下に置いている人間、あるいは、置いて貰いたがっている人間だと言うことができます。そしてこの場合の『全人格を』とは『全生活を』と言う意味であると同時に、『思想・道徳を』という意味であります。」(同、161 ページ)

「全人格的服従」という概念について、氏がまず説明してみせた部分であるが、「全人格的服従」とは「公私にわたる生活の全面的統制」と「思想・信条・道徳に対する統制」と、この2つの統制・服従を含む概念だというわけである。現代の管理主義教育は、このうち、学校規則に向けての「全生活面での服従」を、さらには「全生活面での絶対服従」を、児童・生徒に要求する教育であって、それ以上のものではない。このうち氏は「絶対服従」なる概念について、1979(昭和54)年に「自民党国防問題研究会」が発表した「防衛2法改正の提言」の中から、「自衛隊員は命令の合法性について原則として審査権を有せず、上官の指揮命令が適法な命令であるとして直ちに服従するを要する」という部分を引用して、次のように解説している。

「現在の自衛隊法の服従規定は国家公務員法の服従規定と同じで、法令と上司の命令とに従う義務があるとしているにすぎない。これでは違法の命令には従わなくてもいいということになり、部下が上官の命令が違法か合法かを判断することになる。つまり、命令の合法性に対する審査権を持つことになる。これでは困る。上官が部下を指揮するということが、法の上で認められてさえおればよいのであって、命令内容については部下が判断することを許さず、無条件に服従させるべきだということです。」(同、162—163 ページ)

このように「絶対服従」について解説しながら、この種の「絶対服従」観こそ旧日本軍隊の服従観であったとして、次のような旧軍隊の服従規定(昭和18年、軍隊内務令)を紹介している。

「隷下ノ者其ノ長ニ服従スルハ如何ナル場合ヲ問ハズ必ず嚴重ナルベシ」

「命令ハ謹デ之ヲ守リ直チニ之ヲ行フベシ決シテ其ノ当不当ヲ論ジ其ノ原因、理由等ヲ質問スルヲ許サズ」

「軍紀ノ要素ハ服従ニ在リ、全軍ノ将卒ヲシテ至誠上長ニ服従シ其命令ヲ  
 確守スルヲ以テ第二ノ天性ト成サシムルヲ要ス」(昭7年、歩兵操典)にそく  
 していえば、まさに管理主義教育のめざすところは、「絶対服従」の生活習  
 慣の徹底した形成を通じて、その「絶対服従」をして「第二ノ天性」とする  
 ことにあるといつてよい。しかしそうだとすると、管理主義教育には「自発  
 的行動性に富んだ人格の形成」という観点からみて、大きな限界があるとい  
 わなくてはならない。命令されたことは絶対服従してやるけれども、命令さ  
 れないかぎり何もしようとはしない、という限界である。

「全人格的絶対服従」というものは、みずからの意志をもたず、命令された  
 ことしかしないという、受身で消極的な人間であること、あるいは自発的・自  
 主的行動への必要と要求を持たない人間の存在を本質的な特徴としています。  
 これは、〈支配〉という点では都合のいいところがありますが、近代の軍隊や  
 工場ではこれではきわめて不十分で、どうしても兵士や労働者が自発的・自主  
 的に行動してくれないと困ることがたくさんあります。(中略)このような自  
 発性・自主性の発揮は、〈全人格的絶対服従〉を強化すればするほど不可能と  
 なります。ゆるめますと、労働者も兵士も何もしようとしません。〈全人格的  
 絶対服従〉にとって、これほどの難問はありません。」(同、168 ページ)

全生活面にわたって、学校規則に絶対的・無条件的に服従して生きる人格  
 の形成をめざすものであるかぎり、管理主義教育にはどうしても限界がある  
 から、「積極的な行動性というものをあわせ持つ」人格の形成が課題となら  
 ざるをえない。まさにここで「管理主義」と「皇国主義」との結合が必要と  
 なる。

「(軍部・官僚が望んでいたのは) 行動性に富んだ『皇国主義』でした。命令  
 を受ければ、万難を排してやりぬく行動力の高い服従精神でした。『皇国主義』  
 は、たんなる精神主義ではないのであって、〈行動性〉を強く目指していた精  
 神主義でありました。『皇国主義』の持つ、この特徴を私たちは忘れてはなり  
 ません。1941年(昭和16)の国民学校令にはじまる一連の皇国主義的教育令  
 は、すべて行動性ということを強く打ちだしています。」(同、169 ページ)

「絶対服従」を「第二ノ天性」とする人間が、内面的な思想・信条・道徳

の方面において、「皇国主義」「行動性・積極性に富んだ皇国主義」の思想をわがものとしたときに、そのときにはじめて、管理主義教育はその限界を超えて、必要とする人間を入手することができるのである。

(4) この「皇国主義」と「国家主義」との2つの概念の関係についても、若干論及しておこう。敗戦直後の1946年5月から翌47年2月までにかけて、日本の文部省は『新教育指針』5分冊を出版し、戦後教育のあり方について示唆した。その第2章は「軍国主義及び極端な国家主義の除去」にあてられているが、戦前日本の「軍国主義」「国家主義」への批判を試みた箇所である。「国家主義」への批判は「極端な国家主義」批判という形で行われているが、そこでの「国家主義」批判をみておくことにしよう。

「軍国主義と結びついて日本を戦争にかり立てたのが極端な国家主義である。それは自分の国を愛することが行きすぎて、国家のためという名目のもとに、国民一人ひとりの幸福をぎせいにし、また他の国々の立場をも無視する態度である」(伊ヶ崎暁生・吉原公一郎編『新教育指針』現代史出版会、49ページ)と「国家主義」を概説しながら、2点からこれを批判している。

第一。「国家至上主義」としての「国家主義」であり、それは「国家を何よりも大切なものと考え、他のすべてを国家のためにぎせいにする」ことを求めるものである。「国家のために人間があるのではなく、人間のためにこそ国家がある」(同、50ページ)のだから、国民の人間性・人格・個性をこよなく尊重しなくてはならないのに、それはこれらをまるで重んじようとしな

い。

「(国民の人間性・人格・個性を)重んじて、おさえずゆがめずにのぼすところに人生の目的があるのである。またそのような人間性を自由な意思をもって統一してはたらかせるところの人格こそ、人間の人間たる資格であり、ねうちであって、この人格を無視して機械やどれいのように使うことはよくない。さらに各個人は、他の個人と区別せられる独自の特色、すなわち個性をもっており、それぞれ個性をはたらかせてたがいに助け合いつつ豊かな高い人格を築いてゆくところに人生の幸福がある。しかるに極端な国家主義は、国家のためと

いて、その実は指導者のかたよった意見から国民の人間性をわるい方向（例えば戦争という方向）にゆがめてのばし、その他の方向に向かうことをおさえる。また国家のためといて、国民の人格を無視し自由な意思やひはん的精神をおさえて、指導者にもう従せしめようとする。さらに私を滅して公のためにつくせといて、国民の個性をかえりみず、すべてのものに画一的なかたを押しつけようとする。要するに極端な国家主義は、個人よりも国家全体を重んじ、個人の自由や権利をぎせいにして全体のために奉仕することを要求する。」（同、50 ページ）

人間性とは「人間が本来もっている性質・能力・要求というようなもの」を指し（同、44 ページ）、人格とは「人間の人間たる資格、ねうちという意味であって、それは人間性として、そなわっているいろいろなはたらきを、自由な意思をもって統一してはたらかせるところに成立する」から、「自由な意思がなく、他から動かされてはたらくものには人格は認められない」（同、44 ページ）ことになり、個性とは「人間の一人ひとりの独特の性質という意味である。すべての人が共通に人間性をそなえており、まただれでも人格として、平等に尊重せられねばならぬけれども、人間性は各人によってあらわれかたがちがっており、したがって各人は他の人と区別さるべき特色もっている。これが個性である」（同、44 ページ）。「国家主義」とはこれらの人間性・人格・個性を尊重せず、「国家の利益」を前面に押し出すことによって、人間性を歪曲・抑圧し、指導者への盲従を強制して人格の自由を無視し、個性にかえて画一を要求するものである。盲従主義・画一主義の名で人間性を圧迫するものである。

第二。「国粹主義」としての「国家主義」であり、まさに反国際主義となるものである。

「およそ国家は世界における国家であって、他の国々と外交関係を結び、通商交易を行い、またたがいその文化の長所を学び短所を補うことによって、ともに栄えてゆくのである。国際関係からはなれた国家がどんなにみじめであるかは、われわれは今日の日本について、身にしみて感じているところである。しかるに極端な国家主義は自分の国だけがrippanna国であると思い、自分の国

の思想や文化を最もすぐれたものとしてほこる。この点においてそれは『国すい主義』とも呼ばれる。そしてついには、自分の国の政策を他の国々にも及びし、他の国々を支配することがよいことであるとまで考えるようになる。」(同、50ページ)

「国家主義」が国粹主義であるにとどまらず、反国際主義として必然、侵略主義にまで通じていくことを指摘したものである。

「日本においては神道の教える『神国』という思想が、このような高ぶった心持をふくんでいたのであるが、最近に極端な国家主義が勢を得てくるにつれて、この心持がますます強くなり、いわゆる神がかりが国民の間にゆきわたってきた。すなわち日本の天皇は(中略)『現人神』と信じ他国の元首に優っていると考えた。また日本の国民も神が生んだものであり、日本の軍隊は『神兵』であって、他の国民を導いたり救ったりするものであり、日本の国土も神が生んだ『神州』であって永久に滅びることはない、というように説かれ、ついに『八紘為宇』の言葉の如く、日本の指導のもとに全世界が一家になることが人類の理想であると教えられるに至った。こうした高ぶった心が戦争をひき起し、また敗戦を招いた原因である。」(同、50—51ページ)

「国家主義」は国粹主義・侵略主義である。日本の場合、この「国家主義」が、天皇を「現人神」と信じ、日本をその天皇が統治する「神州」と信じ、「八紘為宇」を人類の理想とする、そうした「皇国主義」としてあらわれたという指摘である。『新教育指針』によれば、「皇国主義」こそ「特殊日本的な国家主義」ということになるのである。

〔註〕

- 1) この城丸氏による「管理主義教育」の特徴づけは、少しばかり「皇国主義教育」に傾斜し過ぎたものとなっており、両者が若干混同されてしまっているところがある。
- 2) 最近になって「管理主義教育」に関する研究報告書が多数出版されるに至っている。それらのうちの若干を例示しておこう。

大槻健・今橋盛勝・津田玄児編『教師の体罰・暴力』学事出版・1987年、子どもの人権弁護団編『子どもの人権110番』有斐閣・1987年、「子どもの人権と体罰」研究会・「体罰と管理教育を考える会」共編『子どもの人権と学校』草土文化・1987年、村上義雄・中川明・保坂展人編『体罰と子どもの人権』有斐閣・1986年、永畑道子・藤田恭平編著『子どもは訴える』労働旬報社・1986年、家本

芳郎『心に制服を着るな』高文研・1985年、毎日新聞社編『見えなくなった子どもたち』毎日新聞社・1987年、等。

西條隆繁『登校拒否』高文研・1987年、金沢嘉市・丸木政臣編『登校拒否』労働旬報社・1983年、榎田武宗『もう学校になんか行かない』径書房・1987年、佐藤修策『登校拒否児』国土社・1968年、金賛汀『高校を考える』情報センター・1987年、横湯園子『登校拒否・新たななる旅立ち』新日本出版社・1985年、等。

金賛汀・中京テレビ報道部『「いじめ」問題の出入口』情報センター・1984年、村山士郎・久富善久・佐貫浩『中学生いじめ自殺事件』労働旬報社・1986年、等。

日本弁護士連合会『学校生活と子どもの人権』1978年、同『子どもの人権救済の手引』1987年、等。

その他に法律学者・教育学者の手になる著書・論文も多数あるが、ここでは省略する。

## 第2節 「靖国」公式参拝の問題 (続き)

### 「靖国」秋季例大祭参拝の中止

8・15「靖国」公式参拝の強行は、中曽根内閣にしてみれば、その後の「靖国」公式参拝の慣習化・制度化に乗り出すための第一歩であり、そのための突破口を開こうとするものであった。しかし、85年8月15日の前後に再び高まった国際的批判に直面しては、その政治的思惑は破綻することになり、中曽根首相もまた、予定していた「靖国」秋季例大祭への公式参拝を見合せざるをえないという、醜態を演じてみせることになったのである。はやくも85年10月19日、藤波官房長官がその「見送り」を正式に表明した。

「いろいろの角度から総合的に検討してきたが、衆参両院本会議での代表質問の時期にあっていたこと、また訪米の準備などがあって時間をとられ、参拝しない、ということになった。」(『朝日』85年10月19日付)

その見送りの理由を、日本政府はこのように説明し、それは少しも「反省」によるものではなかった。「中国の批判への配慮が見送りの理由か」という質問には「内外各方面の正しい理解を得るよう努力してきた」と答え、

中国の理解が得られなかったことを示唆しただけで、「政府統一見解」を変更したいま、今後に公式参拝をどうするのか、少しも明確にしなかったのである。またも姑息な対応でその場をしのいだというほかない。「まともなその理由を明かさない」（『朝日』同日付）ままで終始した。中止の前後の事情をみておこう。

(1) 内外からの批判・警告が高まるなか、「靖国」公式参拝をあえて強行した日本政府は、続いて外国人賓客<sup>ひんきやく</sup>の「靖国」参拝問題の検討にすすんだ。公式参拝実現の急先鋒に立つ橋本竜太郎自民党議員（「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」事務局長）のごときは、8月21日の自民党総務会で国・公賓の正式参拝を要求した（『中日』85年8月22日付）。

「国が招く外国からの国・公賓も、中曽根首相や閣僚が靖国神社に公式参拝したのに準じて参拝してもらいたいと考えている。」

外国人賓客にまで「靖国」参拝を要求しようというわけである。「天皇に忠誠をつくして死んだ人をまつる」ことを原則にした明治政府建立の「靖国」には、これまで、国・公賓で参拝した外国人はただの1人、千鳥ヶ淵の戦没者墓苑でさえ参拝した外国人賓客はただの2人であり（外務省調べ）、広島・長崎の原爆慰霊碑への参拝希望者がはるかに多いのに、「靖国」参拝をかれらに要求しようという。日本外務省が固めた対処方針は「日本側からは働きかけない」というものであったが、「『靖国』参拝を提案することは一切しない」という方針ではなかった。公式参拝強行の必然的成り行きである。

8月17日までに固めた対処方針 ① 外国人賓客のわが国滞在中の公式行事をめぐる相手国政府との協議のなかで、「靖国」に参拝するよう日本側からは働きかけない、② 相手側から参拝の希望表明があった場合は、参拝形式を相手国の意向を尊重しながら、神社側と協議する、③ その際、正式参拝は行わず、中曽根首相らが8月15日に行った参拝形式（本殿で一礼する方式）を参考とする。（『中日』85年8月17日付）

もしも諸外国からの「靖国」参拝希望者が増えるとする、「首相が公式参拝したのは、あくまで戦没者一般に対してだ」と説明されても納得しよう

がない。われわれの国の側には、そこここに日本軍の被害者がいるのだから、東条の名がよみがえるだけで怒りがこみあげてくる」(ある中国人の談話)という反応もある以上、世界各国の友好関係にあえて<sup>くまび</sup>楔を打ち込むことになるといわなくてはなるまい。参拝を希望したり参拝したりすると、その国の政府が国際的批判を浴びかねないからである。日本の自民党・政府は、諸外国間の友好関係にあえて楔を打ち込もうというのであるか。

(2) 高まる批判の前にしては、秋季例大祭への公式参拝をどうするか、日本政府側も対応に苦慮せざるをえない。政府も窮地に追い込まれていった。

「秋の例大祭で首相や閣僚が再度公式参拝すれば、事態を悪化させることにもなりかねず、第二の教科書問題にならなければいいが」(政府首脳)、「公式参拝を再度行えば事態をエスカレートさせかねないし、中国側の圧力で公式参拝をやめれば、日本の国際的威信にきずがつくし」(外務省筋)。(『毎日』85年9月23日付)

しかし9月末段階では、日本政府ははまだ「外交ルートを通じ中国側を粘り強く説得していく」という方針を固めていた(『毎日』同日付)。「靖国」公式参拝につき中国側を「説得する」といっても、何をどう説得するつもりなのか、皆目見当もつかない。何をどう説明するつもりなのか、その中身を説明することによって、「靖国」公式参拝強行の意図が具体的に解明できるかもしれない。中曾根首相が「15年戦争を美化したり、戦争指導者を殉難者扱い」する史観の持ち主である(『中日』85年10月21日付)かぎり、中国側を説得できるはずもあるまい。

やがて日本政府は、秋季例大祭公式参拝の見送りを決定した。しかし藤波官房長官は、自民党議員には10月8日の時点で「見送りたい」と伝えながら、例大祭が始まった10月17日になっても公式には「検討中」をくり返し、政府・自民党内がどれほど紛糾していたかを、我々にまざまざと見せつけたのである。正式に政府が自民党側に「見送り」を伝えたのは、10月18

日のことであったという（『朝日』85年10月25日付）。公式発表は翌10月19日のことであった。

「靖国」例大祭公式参拝見送りまでの経過について概観しておく。

8・15「靖国」公式参拝強行の前夜、中国側はこれに対して警告・批判をくり返した。9月12日から同月21日まで訪中した日中友好議員連盟の伊東正義会長らにも強い不満を表明した。10月10日からの安倍外相の訪中の直前、10月15日からの北京での日中友好21世紀委員会の開催の前、10月8日に安倍外相・藤波官房長官と、自民党の「英霊にこたえる議員協議会」など「靖国」関係3協議会の代表らが協議した。この席上、自民党の板垣正氏（3協議会事務局長）、奥野誠亮氏（「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」会長）らは「今回見送るようでは筋が通らない。外相が中国側にはっきり日本の姿勢を説明したうえで、公式参拝は継続すべきだ」「中国側の批判の背景には、日本から経済協力を引き出す狙いがある場合も少なくない」などの強硬意見を述べたという。これに対して政府側は「なお検討する」をくり返して終わり結論は出なかった。そのため、10月10日から訪中した安倍外相は、呉学謙中国外相らに「過去の戦争への反省は忘れている」旨を述べるにとどまったのである。席上、中国側は「靖国」にA級戦犯が合祀されていることを指摘し、公式参拝見送りを求め、さらに中国側の首脳の一人名は「どうしても参拝するというのなら、靖国神社の境内に別の場所を設けてA級戦犯をまつり、一般の戦争犠牲者と明確に区分けしてはどうか」と持ちかけた、という<sup>1)</sup>。さらに中国側は席上、岸信介元首相や藤尾政調会長がともに親台湾派であること、自民・民社両党の親台湾派議員と財界人らが「蒋介石先生の遺徳を顕彰する会」を発足させたこと、等を持ち出し「日中関係の基本にかかわる問題だ」と指摘したという。この事態を受けて、自民党「靖国」関係議員らは、政府に「外相は案の定、中国で手厳しくやられた。政府が煮え切らない態度を続けたからだ」と迫り、秋季例大祭初日の10月17日には橋本竜太郎氏は「国会日程や首相の外遊を理由に今回の参拝を見送るのはおかしい。ほかの閣僚は参拝できるはずだし、首相も帰国後に参拝すればいい」と詰め寄り、板垣氏も「今回だけは『私的参拝』でもいいから、首相に参拝してほしい」と迫った。藤波官房長官が「もう遅すぎる」とかわし、10月18日にやっと参拝見送りを自民党側に伝えた（『朝日』85年10月25日付）。

このような自民党「靖国」関係議員たちの反応は、何を物語っているの

か。中曽根首相は「戦後総決算」を唱え、それに勢いを得た自民党議員たちは首相の公式参拝強行をあくまでも要求し続けた。このことは、日本の政府・自民党が表向き「日中友好」を唱えながら、日中友好関係を犠牲にし台無しにしてでも日本軍国主義の全面復活を急げと要求していることを意味している。例大祭参拝を強行し、さらに今後とも公式参拝を実行していった場合に、日中友好関係はどうなるのか、その際に中国側の出方は実際にはどうなるのか、不透明な部分もあるけれども、友好関係が破壊される危険は大いにあるといわなくてはなるまい。自民党・新自由クラブの有志議員でついていた「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」会員143人(うち代理50人)は、例大祭公式参拝を促すべく、奥野誠亮会長を先頭に10月17日、「靖国」集団参拝を行ってみせたのである。中国等からの抗議・批判に正面から挑戦する行動であった。

秋季例大祭公式参拝見送りの理由は、結局一切明らかにされなかったといつてよい。だから『毎日』記事(85年10月30日付)が「首相に『本心』語る義務、甘くみた『中国の反発』、許されない一時しのぎ」と追及したのは、正当な追及であった。中曽根首相は8・15公式参拝の際にはその先頭に立ち、「憲法には違反していない。国民の圧倒的多数が支持してくれている」と豪語しておきながら、例大祭参拝には「検討中」をくり返し、10月19日には訪米してしまい、首相出発後に藤波官房長官をしてその理由を「事後発表」として語らせたのである。参拝するのかわからないのか、参拝を見送るならその理由は何か、かれはこれを一切語らないままアメリカに飛んでしまったわけである。国の首相に、これほどの無責任な言動が許されるのか。「合憲であり、国民の支持もある」というのなら、たとえ退陣に追い込まれようとも、例大祭参拝を実行しなくてはならない。自分がまた種は自分で刈り取らなくてはなるまい。これこそ責任政治である。

上記『毎日』記事(河出卓郎「記者の目」)は、次のように追及している。  
「(首相は今回)見送りの理由を含めて一切口をつぐんでしまった。公式参拝問

題が、国内はもとより中国からも反発を招いた問題である以上、首相はやはり、自ら見送りの理由や、中国側の反発に対する考え方を明らかにすべきではなからうか。沈黙を守るという対応は、単に問題を先送りするだけでなく、『侵略』の事実を忘れない中国国民と、『再び戦争を繰り返すな』と願う戦没者遺族の両方の心情を裏切ることになると思う。「首相が『国のために倒れた人に感謝の念をささげる場所があるのは当然。そうでなくてだれが国に命をささげるか』などと声を張りあげては、中国側の感情を害さないはずがない。首相と政府は、戦後40年、忘れることのない中国国民の感情を真剣に受けとめていなかったのでは、とさえ思えてくる」「首相は『圧倒的多数の国民が支持してくれている』と語ったはずである。その『圧倒的多数の国民』に、今回公式参拝を見送った理由を詳細に説明するのが首相のつとめではないだろうか」等々。

公式参拝を強行し「政府統一見解」まで変更させた内閣の総理が、例大祭参拝中止の理由さえ語らないで逃げたしまったことは、いかにしても看過しえない重大事である。後始末もせずに逃げた中曽根首相が、今度はまた一転して、訪日中国青年500人もの前で11月8日、「不戦の大義を堅持していく」と異例のあいさつをしたのである。初めて「靖国」公式参拝を強行し、予定していた例大祭参拝を理由もいわずに中止して逃げた人物が、それほどの平和主義者であるかのように装<sup>よそ</sup>おって見せるとは、どういう神経の持ち主であるか。「国のために命を捧げる」ことを日本国民に要求しながら、中国青年には「日本は不戦の大義を堅持する」などと強調するのは、不誠実そのものの欺<sup>ぎまん</sup>瞞的外交としかいえない。

「中国青年訪日友好の船代表団中央歓迎レセプション」で11月8日に首相は、「今日の友好な（日中）関係は先輩の汗と涙の成果であり、一時のさざ波で消すことはできない。両国民は相手側の感情を大切にし、相互信頼に基づく日中関係を築きあげなければならない」「日本は今後も平和主義を維持し、軍国主義の台頭を許さず、不戦の大義を堅持していく」などと語った（『朝日』85年11月9日付）。まるで中国の首相が訪日日本青年に向かって語っているような台詞である。「さざ波」を立てたのは、いつも日本側であり、今回は自分自身ではなかったか。「相手側の感情」を大切にしないのは、これまた日本政府であり、自分自身ではないのか。それとも、「さざ波」を立て「相手側の感

情」を大切にしなかったのは、「靖国」公式参拝に関しては中国側であったとしても考えているのであろうか。

(3) 「靖国」参拝問題も、85年10月23日の中曽根・趙紫陽両首相会談で「一応の決着」をみせる。教科書検定問題に引き続いて、今次もまた中国政府は「徹底追及」を中止してしまったようにみえた。そのこともあって中曽根内閣は、秋季例大祭参拝問題をうやむやにすませただけでなく、その直後から再び「公式参拝は合憲」の主張をくり返し始めるのである。公式参拝問題はなんら決着してはいない。

ニューヨーク国連本部安保理事会非公式会議室での10・23両首相会談の席上、中曽根首相がまず次のように発言したという(『朝日』85年10月24日付)。「私は日中友好関係について、不動の信念で臨んでいる」、日中共同声明・日中平和友好条約・日中友好4原則(平和友好、平等互惠、相互信頼、長期安定)のもとで「日中関係をさらに強化していきたい」等々、と。1972年発表の日中共同声明には「日本側は過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」という文言が盛り込まれているから、なぜ「靖国」公式参拝を強行しA級戦犯まで追悼した中曽根首相がこうした発言ができるのか、不可解というほかない。中曽根外交の特質(訪問した相手国がどこかによって発言内容を変え、相手側におもねながら、国内では本音「戦後政治の総決算」を唱え続ける)をまたも内外に示したわけである。趙首相はこれに対して「(これら3つの中日外交の枠組みは)揺るがすことのできない原則だ」「日中関係は主流において揺るぎない」などと応じ、「靖国」公式参拝問題には直接言及せず、暗に日本側の注意を促すにとどめ、ここに「靖国」問題は「一応の決着」をみることになったのである。「中日3原則は揺るがすことのできない原則だ」という趙首相の発言は、日本側が「責任を痛感し、深く反省する」という日中共同声明の精神を堅持することをあらためて要求したのもであるかぎり、決着はまさに「一応の決着」でしかなかったといわなくてはならない<sup>2)</sup>。

(4) この「靖国」問題も日中関係では日中首相会談で「一応の決着」をみたが、今後の「靖国」公式参拝をどうするのか、秋季例大祭公式参拝中止の理由は何か、その一切が曖昧あいまいにされたままであったから、日本政府がその後も批判され続けたことは当然である。予定していた例大祭参拝を中止するという醜態を演じながら、自民党・政府はそこから何も深くを学ばなかったといってよい。

『毎日』社説「日中友好は再確認されたが」（85年10月26日付）は、次のように批判し警告している。

「国内には、中国が靖国問題に口を出すのは内政干渉だとか、中国の批判があったからといって秋の例大祭への参拝を見送ったのは圧力に屈したものだ、との声がある。しかし、それは事態の冷静な把握ではなからう。私たちは中国が取り上げる前から、公式参拝の問題点を指摘してきたし、中国が批判するのは、被害者の立場から、合祀された戦犯を英雄扱いすることに対してである、と解釈している。（中略）当面、中曽根首相が問われているのは、戦争指導者だったA級戦犯の合祀をどう理解するか、ひいては戦争責任をどう考えるか、である。判断を誤れば、来春の例大祭もしくは8月15日を待つまでもなく、問題が再燃することであろう。その場合、炎をおさめるのは容易ではなからう。」

日本側の中国への「安易な接近、交流」を戒め、中国側の日本への接近の仕方のもつ問題点を指摘し（中国は「近代化の推進に当たって、わが国はじめ西側先進諸国との協調を思いきり進め、それが国内の一部に疑問と批判を生じさせている」<sup>3)</sup>）、「靖国」公式参拝の過ちを「反省」するよう求めたものである。『中日』社説「靖国で何が問われているか」（85年10月21日付）も、「百の弁解よりも、公式参拝を撤回せよ」と迫ったのである。

「『戦後総決算』という政治スローガンの下に強行された今夏の首相の公式参拝（強行）が国内的、国際的に残したキズ跡は、心配した通り大きかった。改めて、今回の事態を招くに至った首相の責任を問い、反省を求める。公式参拝強行の主な問題として、私たちは ① 現憲法体系における違憲性、② それを認めてきた従来の政府統一見解を、私的諮問機関の報告をタテに覆した独裁的政治手法、③ 戦争指導者のA級戦犯合祀を当然視するような歴史観——の3

点を指摘してきた。中国が批判しているのは第三の点だが、日中戦争の戦争責任をどうみるか、A級戦犯のまつられる神社への公式参拝が是か非かという問題は、本来、外国がどういうからいいとか悪いとかいう以前に、日本民族自身が主体的に考えるべき問題である。私たちが公式参拝を批判してきたのも、単に外交的配慮からではなく、かつての戦争に対する自らの反省に立ち、戦後の平和国家路線を21世紀へ向けて誤りなく発展させていきたいという決意に基づいている。」

「靖国」公式参拝の是非は「日本民族自身が主体的に考えるべき問題である」という指摘は重要である。主体的に深く考えておけば、「中国の内政干渉」「中国の反発への屈服」等々の自民党議員たちの発言が出るわけもないし、「中国軟化に助けられ、強気の姿勢を取り戻す」というような醜態（日本政府の）が生まれるはずもないからである。主体的に考えれば、「合祀問題は党の方で調査、研究してみる」（10月28日の政府・与党首脳会談での金丸幹事長発言）という安易な対策も、生まれるわけがないからである。上記社説はさらに次のように警告している。

「私たちが中曽根首相の戦後総決算論に対して感じる不安は、この歴史観の問題である。首相は今夏の軽井沢セミナーでの『新しい日本の主体性』と題する講演で『戦前は皇国史観があり、戦争に負けてから太平洋戦争史観、東京裁判史観が入り、マルキシズム戦争史観の帝国主義戦争うんぬんが日本人をさいなんだ』『東京裁判は究極的には歴史が判定する』『勝っても国家、負けても国家。汚辱を捨てて栄光を求め進むのが国家であり国民の姿でなければならない』と強調した。こうした文脈の中に、戦後政治の総決算、21世紀への体系づくりへ向けての『一つの区切り』として、靖国公式参拝の問題が述べられていることを見落してはなるまい。戦勝国による東京裁判のやり方に問題があったからといって、あの戦争を美化したり、戦争指導者を殉難者扱いできるだろうか。中国などへの侵略を認めるのを偏向史観ときめつけ、『汚辱を捨てる』という表現で戦争責任を不問にしようというのだろうか。」

中曽根首相の軽井沢セミナー講演によりながら、かれが日中戦争を侵略戦争とみる史観を偏向史観とみなす危険な人物であることを示しながら、かれが「汚辱を捨てて栄光を求めて進む」総決算政治路線の一ステップとして「靖

国」問題を位置づけていることを、鋭く指摘し警告したものである。

(5) 秋の例大祭(10・17-19)公式参拝を中止した後になっても、政府・自民党はなんらの「反省」もしていない。10月16日に始まった国会での論議は、その事実を浮き彫りにすることになった。16日衆院本会議での代表質問への答弁では首相は、防衛費1%枠問題で「前提となるGNP自体、不確定なものであり、将来1%枠にも不確定要素がある」などと、1%枠撤廃の意向を示しながら、「靖国」問題については「戦争の犠牲者に対する追悼と平和への決意を新たにするのが公式参拝の目的であった」とか、今後のことは「そのたびごとに慎重に検討する」などと述べたのである<sup>4)</sup>。また10月31日の衆院予算委では、井上一成氏(社会党)の追及に対し「戦没者追悼はあってよい」と答え、公式参拝を継続するという趣旨の発言を行ったのである(『朝日』85年11月1日付)。

井上一成氏 公式参拝が近隣諸国も含めて国際的にも問題を投げかけたことを反省しているか。

首相 近隣諸国などの反響については、政治を行うものとしてよく配慮する必要があると思う。日本が過去に被害を与えた国の反響には、よく耳を傾けて考える必要がある。

井上氏 その気持ちを来(1986)年の8月15日につないでいく考えはないか。

首相 日本国民、外国の国民、両方の感情が大事だ。日本の首相としては、日本国民の感情や政府・与党の考えも無視できない。やはり、戦没者を追悼し、平和を祈願することはあっていいと考えている。

この答弁をみると、日本国民の感情があたかも「靖国」公式参拝支持にあるかのように書き出しながら、「日本国民の感情や政府・与党の考えも無視できない」と述べることによって、かれが「靖国」公式参拝をやめる意思のないことを明らかにしたことがわかる。被害国からの反響には「よく耳を傾けて考える」と述べながら、その気配はまるでなかった。10月中旬の秋季例大祭参拝を見送りながら、「中国軟化に助けられ、首相周辺は強気の姿勢」と報じられた(『毎日』85年11月1日付)ように、再び公式参拝強行の姿勢に

転じたといつてよい。

この10月31日衆院予算委では、矢山有作氏(社会党)が「私的懇談会」政策に対して、鋭い追及を行ったのである(『朝日』同日付)。

矢山有作氏 政府統一見解の変更は、官房長官の私的諮問機関である靖国懇の報告書に基づいている。政府はこれまで、私的諮問機関は国家行政組織法に基づく審議会などとは違って、個々の意見の表明、交換の場に過ぎず、合議機関として公の権威で意思を表明しない、と国会で答弁してきた。靖国懇が内部に様々な意見があったにもかかわらず、公式参拝を促す報告書をまとめたのは、明らかに越権だ。

藤波官房長官 靖国懇の1年間の会合に私も出席し、個々の意見もよく聞いて勉強した。報告書はあくまで参考にしただけだ。

中曾根首相 懇談会は個々の意見を自由に議論する場であり、まとまったものがあればまとめ、まとまらないものはまとめず、それらを参考にさせていただく。様々な意見があったと聞いているが、最終的には、この辺でいこうと合意した部分もある。合意しない部分についても、その様に表明されている。

矢山氏 懇談会を乱用し、気に入った人たちだけを集めて自分の都合のいい結論を出すのはおかしい。政府統一見解に疑問があるなら、なぜ内閣法制局に再検討を指示しなかったのか。

首相 遺族らから公式参拝の要望が絶えず、自民党が公式参拝を合憲と(の見解を)決めて政府に申し入れがあり、新しい参拝のやり方ができないか、もう一度法制局に検討してもらおうよう頼んだ。そして懇談会をつくった、という順序だ。

矢山氏 法制局に再検討を指示する一方で、懇談会をつくるのは矛盾だ。

首相 社会通念が奈辺なへんにあるかを探るための懇談会だ。

茂申内閣法制局長官 公式参拝問題は国民意識にかかわる問題であり、法理だけから結論を出すのは至難のわざだ。国民意識を探るためには、法制局だけでやれるのかという考え方もあり、懇談会をつくり、有識者に集まってもらい、検討をいただいたというのが経緯だ。

矢山氏 私的懇談会は設置も人選も首相の勝手で、こういう手法は議会制民主主義の否定だ。従来の国会審議の中で公式参拝は違憲の疑いが強いと、法律専門家が指摘している。

官房長官 (当時の)宮沢官房長官が違憲の疑いを否定できないとの統一見解を発表し、法制局も同じ考え方だった。しかし、靖国懇の意見も参考にして検

討する中で、公式参拝の形式をよく考え、宗教色を排除すれば、憲法問題に抵触しないと判断した。さらに法制局で検討し、憲法違反にならないとの結論になった。

首相 公式参拝は追悼の中心施設に対し追悼、拝礼し、平和を祈願したもので、憲法に違反しない。

矢山氏は「気に入った人たちだけを集めて自分に都合のいい結論を出す」という「懇談会」行政の手法を批判しているが、臨教審は一応「公的諮問機関」だとはいえ、同旨の批判は臨教審・教育「改革」行政にも、そのままあてはまるといわなくてはならない。「中教審には期待できない」とばかり、首相直属の臨教審を特設して教育「改革」行政をすすめるという手法は「政治が教育をもてあそぶ」手法であることに変わりはない。内閣法制局と同様、中教審も相手にしないという手法である。そして内閣法制局は、「靖国懇」報告書の見解に接して、「国民意識を探究した」ことを理由に、従来の見解を変更してしまったのである（この点の問題については前述した）。中曽根首相は矢山氏の質問に対しても、「公式参拝は追悼・拝礼・平和祈願を目的にしたもので、合憲である」と答え、例大祭参拝見送りにかかわっての「反省」を少しも示さなかった。今後とも「靖国」公式参拝を行う意思を表明したものである。しかしかれは、86年1月になってから、伊勢神宮参拝（1・4）および明治神宮参拝（1・9）は行ったものの、これまで2度にわたって行ってきた（84年、85年）「靖国」正月参拝を見送ったのである。「中国などの事情を考えて行かないのか」の記者団の質問には「諸般の事情を考えてだ」とだけ答え、またここでも言行不一致の姿勢をみせつけたわけである。続いて「春季例大祭にも参拝しないのか」と質問され、これに「その時、その時の事情を考えてだ」と答え、今後「靖国」問題にどう対処するのか、曖昧のままにすませようとしているのである。「諸般の事情を考えて」の言動など、およそ一国の首相のとるべき言動なのであろうか。中曽根康弘氏について「平然と“変節”する人」という酷評がある（『中日』85年9月7日付、「記者座

談会」のなかで)が、まさに正鵠<sup>せいこく</sup>を得た人物評といわなくてはなるまい。

(6) しかし、自民党内から「靖国」問題等で「反省」が出なかったというわけではない。ひとまず、自民党総務会長の宮沢喜一氏は、中曽根「戦後総決算」路線に対して明確な批判を加え、副総裁の二階堂進氏は公式参拝に「反省」を表明したからである。自民党鈴木派(宏池会)の宮沢会長代行(自民党総務会長)は、85年10月3日の同派研修会で講演し、①戦後40年のわが国の歩みを高く評価して、「さまざまな問題やヒズミは直してゆかなければならないが、基本的には戦後40年の成果を前向きに評価し、21世紀に向けて発展させていかねばならない」と語り、中曽根首相の「戦後政治の総決算」政治をあらためて批判したり、②中曽根政治の文化・教育への介入を批判して、「豊かで自由な今日の日本の政治に求められているものは政治が一つの価値観を示して国民を指導することでなく、国民が多様な価値観をもって自発的創意で文化の創造ができる自由かつ達な環境を育ててゆくことだ」「国民の自由な創意と創造をいかに花開かせていくかが重要で、政治は余計な権力を振るわない、じゃましないというのが宏池会の伝統だ」などと述べたり、③「軍事大国にならないというわが国の歩みを称賛する人が増えていることを誇るべきだ」と、対外援助に重点を置く「平和協力外交」を提唱したりしたからである(『毎日』85年10月4日付)。宮沢氏がここで「豊かで自由な今日の日本」「戦後40年で自由・平和・基本的人権の尊重、経済的繁栄を達成できた」などとも述べているかぎり、その現実認識には大いに問題があるが、それでもこれを中曽根政治哲学と比較してみれば、格段に評価するに値しよう。「靖国」公式参拝の強行を「政治が一つの価値観を示して国民を指導する」やり方として、暗に批判したものであろう。臨教審・教育「改革」の手法まで念頭に置いての発言なのであろうか。

この宮沢発言に接して、「平然と“変節”する人」中曽根首相は、たまたも「変節」して、86年1月の施政方針演説では「『総決算』路線を軌道修正」して、「戦後40年を否定するのではなく、逆に高く評価する一方、改革すべき点

は改革する」などと述べるのである（『毎日』86年1月17日付）。その場当たり主義・御都合主義がかれの総裁・総理の延命策であったのであろうか。

85年10月30日、中国の章曙駐日大使が自民党本部に二階堂副総裁を訪ね、「日中友好の基盤は固まってきているが、時々不幸な事件が起きる。なかでも公式参拝問題は中国にとって極めて遺憾なことだ」と述べたのに対し、二階堂氏は「（東条元首相らの）A級戦犯が一般戦没者と一緒にまつられていることは、私も知らなかった。しかし、中国の国民感情はよく分かる。私自身も反省している」と述べた。この発言も、A級戦犯を合祀した「靖国」への公式参拝を「反省」しただけのもので、「一般戦没者」への公式参拝まで「反省」したものでは少しもない。しかしそれでも、『靖国』公式参拝は常識、合憲」をくり返すだけの中曽根首相の姿勢に比較すれば、少しはましな発言であった。

85年10月30日段階でも中曽根首相は「公式参拝は合憲」をくり返していたが、この二階堂発言に接して「A級戦犯合祀は問題だ」と発言するようになる。85年10月30日の衆院予算委での論議のなかで、岡田利春氏（社会党）の質問に対して、首相は「靖国神社は独立の宗教法人で、政府が（A級戦犯合祀問題で）内部干渉を言うのは適当ではない」と答え、続いて「自民党内部にも（戦犯合祀問題について）議論が起きている。党は政府とは違うので、これは考えられる」と述べ、自民党で検討して「靖国」側に適当な措置をとらせる意向であることを表明した。二階堂発言に接しての“変節”である。

さらにまた、85年12月4日に桜内義雄氏（前外相）は北京で呉学謙外相と会談した後、記者会見の席上「A級戦犯合祀は戦犯を認めたサンフランシスコ平和条約11条からみて問題がある」と述べ、平和条約を根拠に「靖国」への戦犯合祀に疑問を出すまでにいったのである。

桜内氏は「靖国神社が7年前に戦犯を合祀したときに、すぐに問題になっていたら何でもなかった。平和条約の11条には戦犯の処刑を受諾するという意味のことが書かれている。7年前に表面化していれば、少し事情を知っている者から『平和条約に書いてあるのだから』と疑義を表明したはずだ。遺族会もこのことはよくわかっているから、靖国神社とよく相談してやらなければなら

ない」と語った(『毎日』85年12月5日付)。

このように中曽根首相の思惑・本音をよそに、自民党内に「A級戦犯合祀の検討」の声が高まっていったのであり、それにつれて中曽根首相は表向き「平然と変節」していくのである。「靖国」問題は「A級戦犯合祀を取り止めた『靖国』への公式参拝」に向けて動く気配である<sup>5)</sup>。しかし「靖国」問題は、「靖国」へのA級戦犯合祀を取り止め、そのうえで「靖国」公式参拝を継続すればよい、などという単純な問題ではない。「靖国」問題の本質は、15年戦争をどう考えるか、そこにまつられた「戦没者」を「祖国や同胞等を守るために尊い一命をささげられた戦没者」(8・4官房長官談話)とみるのかどうか、「靖国」公式参拝の政治的意図をどうみるか、等々の問題に深くかかわっている問題だからである。A級戦犯の合祀問題だけをとりつくりてみたところで、公式参拝を強行し制度化することによって、軍国主義復活の政治・教育を格段に強力に推進しようとする政治的意図は、微動だにしないからである。

(7) その後の日本国内における「靖国」公式参拝への批判は、「違憲訴訟」提起という形で進行する。公式参拝強行後、最初に提訴したのは、公式参拝反対を掲げて結成された(1973年)「靖国問題を考える西播宗教者の会」会員を中心にして、兵庫県の西播磨地区(姫路市、竜野市など)に住む僧職・牧師・戦没者遺族・市民ら100名余で構成する「西播磨・靖国公式参拝違憲訴訟団」(尺一顯<sup>きかくに</sup>代表)であった。85年11月26日に集会を開いて、翌々日の11月28日、国を相手取って一人当たり3万円の慰謝料を求める民事訴訟を起こしたものである。

11・26集会では、原告団の青木敬介事務局長が「すべての戦争犠牲者と、侵略されたアジアの人々への深い反省があってこそ平和が維持できる。軍備拡張のため“英霊”をかつぎ出そうというところには平和はない。訴訟に取り組むにあたって、国家神道と靖国神社の果たした役割、政教分離と信教の自由の必要性を明らかにしていきたい」と、その決意を述べている。

その訴状によれば、①「靖国」は宗教法人法に定められた一宗教法人であり、特別の教義（靖国神社規則第3条）をもっているのに、首相らの公式参拝は国費の3万円を玉ぐし料として支払い、「内閣総理大臣」などの資格で「国の機関」であることを明示しての参拝であるから、「信教の自由と国およびその機関の宗教的活動の禁止を定めた憲法20条に明らかに違反する」こと、②この行為は、国民として信教の自由が保障され、納税の義務を負う原告らにとって、税金が自分たちの信じない宗教に使われることになり、「税金をもぎとられるに等しい行為」であり「宗教的自由に対する重大な侵害」にあたるから、納税の義務を定めた憲法第30条、同第89条の「公の財産の支出又は利用の制限」に触れ「著しい精神的苦痛と憤慨を味わった」こと、この2点からの提訴であった。

続いて85年12月6日、和田洋一氏（同志社大名誉教授）ら関西の学者・市民6名の戦没者遺族（いずれも第二次大戦で肉親がビルマ、中国などで戦死・戦病死し、「靖国」に合祀されている）が、中曽根首相と国に対し、一人100万円の損害賠償を求める訴訟を起こした。その訴状では、①「靖国」については「戦前、戦後を通じ軍国主義的イデオロギーの支柱の役割を果たしてきた。公式参拝は第二の英霊づくりを狙ったもの」と規定し、②公式参拝については「政教分離原則と信教の自由を定めた憲法20条、同89条に違反しているほか、憲法前文、同9条に定められた平和的生存権を踏みにじっている」と、その違憲性を指摘し、③とくに中曽根首相の責任について、「公式参拝の是非をめぐる議論が沸騰するなかで、あえてこれに挑戦するかのよう強行した故意責任がある」「国家に干渉されずに静かに故人をしのぶ宗教的人格権を侵害した」と、その故意責任を追及している。「首相の故意責任を追及し、再び公式参拝をさせないようにするのが最大の目的だ」として、この提訴に踏み切ったものである。

こうして公式参拝批判は、これについての司法判断を求め、裁判所をして「公式参拝は違憲」との判決を出さしめる、という形の本格的批判に発展し

ていったのである。今後の裁判所の動きが大いに注目される。

(8) この「靖国」問題が1982年夏の教科書問題と違う点の一つは、中国が「靖国」公式参拝については執拗に「反省」を求めていることである。なぜこのような(中国側の姿勢の)違いが生じているのか、その理由についての詮索はここでは控えて、第2回日中外相定期協議(86・4・11, 12)での呉学謙外相の発言からみておく。日中外相協議初日、呉外相は「靖国」問題について、「靖国神社に対する日本人一般の気持ち、とくに戦争犠牲者の家族の気持ちは理解し同情している」と述べながらも、「この問題をうまく処理しないと双方の人民の感情を傷つける。過去の歴史にいかにも正しく対処するかが重要だ」と、あらためて日本側に注意を喚起したのである。

これに対し安倍外相は「過去への反省とは別の次元で、日本人には戦争犠牲者を追悼したいという自然な気持ちがある。日本人の率直な心情の表現と日中関係の発展をいかに両立させるかが問題だ。政府も国民も戦犯を礼賛するつもりはない」などと述べたようである(『朝日』85年4月12日付)。「日本側の真意を説明し、中国側の理解を求めた」ものとされるが、相も変わらず「戦没者追悼」をくり返しただけの発言であった。

また席上で呉外相は、故蔣介石総統の生誕100周年を記念して、岸信介氏ら日本の政財界人が86年秋に計画している記念碑建立などの「遺徳顕彰」行事について、「中日関係にとって深刻な問題で、なんとか有効な措置をとって計画を制止することを望む」と、強い調子でその中止を求めた(『毎日』同日付)のに対して、安倍外相は「民間が行うことを政府がやめさせることはできない」と答えたという。この発言もまた、真に日中友好を進展させようとする者の発言とは、到底思えない。そして翌4月12日の会談では、中曽根首相は呉外相に対して「国民の感情を傷つけないようにすることが大事だ」と、「靖国」問題について慎重な配慮をする旨を自ら述べたのである。前日の安倍外相との会談での呉外相の発言を考慮し、それをそのまま受けての発言であった。中曽根外交の場当たり主義も、ここに極まったというほかない<sup>6)</sup>。

続く 85 年 4 月 14 日、呉外相は自民党本部で金丸幹事長と会談した際、外相が「(公式参拝を強行すれば) 中国の国民感情からみて日中平和条約の精神がおかしくなる」と懸念を表明したのに対し、金丸幹事長は「『靖国』以外に戦没者追悼の場所を設けたい」旨述べたのである(『朝日』85 年 4 月 15 日付)。「国民すべてが国を守った人に感謝の念をささげられる」場所を設けて、そこに公式参拝したいというのである。

金丸氏は席上、「外国要人が訪問した際、戦争犠牲者を悼み、花をささげるような場所があるのが世界の通例だ。中曽根首相も靖国神社とは別に、宗教や政治的立場を超えて、国民すべてが国を守った人に感謝の念をささげる場所がつかれないか考えてほしいと、私にいつている。首相の意のあるところをくんでほしい」と述べ(『毎日』同日付)、A 級戦犯合祀問題を処理する考えを示した。

この「A 級戦犯を別にしての公式参拝継続」論に対して、呉外相は明確な回答を与えなかった模様である。金丸発言は、自民党がなお日本政府に公式参拝の継続・強行を要求していく方針であることを表明したものであるだけでなく、「戦没者」を「国を守った人」とみていることを示したものである。15 年戦争を侵略戦争とみて、「戦没者」を侵略戦争遂行による戦没者とみる、そうした「戦没者」観はまるでない。目的が「戦没者追悼」であろうとも、中国の民衆(被害者)は公式参拝をけっして許さないであろう。

なお、この日中外相定期協議では日中貿易問題も当然取りあげられ、呉外相は 1985 年度 60 億ドルにのぼった対日貿易赤字問題について「両国の健全な発展を妨げる要素になりうる」と述べ(『朝日』86 年 4 月 12 日付)、その改善を求めたのである。安倍外相は「日中貿易は拡大均衡にもっていきたい」と答えただけで、その具体的改善策の検討にまではすすまなかった模様である。中国各地での「開放政策」批判の反日学生デモの発生、それに対する中国政府の「中日友好」を掲げての説得活動、等々を考慮すれば、日本側にはより真剣な対応があつてしかるべきであつたらう。

(9) 以上、本論文第 2 節で「靖国」公式参拝問題の経過を若干みてきた

が、その公式参拝は現在、事実上は中止されたままであるとはいえ、明確な「反省」は少しもなされていないから、いつ再開されるか知れないという危険な状況が続いたままである。その後の1986年度には、皇国史観に立った高校教科書『新編日本史』(原書房刊)が、文部省の「特別な配慮」の下で検定「合格」とされたという事態と結びつけてみれば、「靖国」公式参拝が今後にどうなるか、まるで不透明なままである。

「日の丸」「君が代」徹底通知、「靖国」公式参拝、『新編日本史』検定「合格」、教育課程審議会答申「審議のまとめ」等々の、80年代日本の教育を国家主義教育に再編成しようとする政策が、管理主義・能力主義の教育の徹底をめざす政策が一方で推進されるなか、他方で強力に推進されてきていることによく注意しておかなくてはならない。そして、管理主義教育の徹底政策と国家主義教育のそれとの論理内在的関連が、深くつきとめられなくてはならない。

## 〔註〕

- 1) もしもこの発言が事実あったとすると、あまりに「理解過大」であって、重大な誤りである。第一に、中国側が「A級戦犯を別の場所にまつたらどうか」と提案しているからである。A級戦犯が果たして日本民衆の追悼対象になるのであるか。第二に、「戦没将兵の公式参拝なら認める」という発言は、中国民衆の立場に立ったものとは到底思えないからである。中国民衆の怒りが、中国大陸の各地で直接に中国民衆に手を下した戦没旧日本軍人にも向けられていることは、あまりにも明白だからである。
- 2) 86年1月29日、中国共産党の胡耀邦総書記も、8・15「靖国」公式参拝強行後の日中関係の好ましくない状態は一段落し、「大体順調に解決された」と語っていた(『朝日』86年1月30日付)。やはり「一応の決着」の枠を出るものではなかったのである。
- 3) この2面の存在について、『中日』社説「反日デモに緊張する中国」(85年11月21日付)も、11月16日に北京広告会社が日本企業の広告看板の撤去を要求した事件に触れて、次のように書いている。「伝えられただけでも8つ以上の主要都市で『日本の経済侵略非難』『日本製品のボイコット』デモが起きている。そして、一部は暴徒化して、通りかかった日本車を石で壊し、通行人を殴り、公共施設を破壊、略奪して、多数が逮捕された。こうしたデモの暴走ぶりからも、反日学生たちの非

難が、日本の経済進出を許している中国政府の対外開放政策に向かっていっていることがはっきりしてきた。中国政府が緊張しているのはこのため、北京デモの直後から政府は要人を各地に派遣して、反日行動の行き過ぎを批判し、自重を求めている。(中略) その対策の一環として、北京当局は広告看板の撤去を図ったとみられる。反日学生たちの過激な民族主義的主張からみて、彼らの背後に、権力の座を追われつつある左派や鄧小平政策に批判的な保守派の影を感じる。日中両国関係は固い友好を誓い合っているものの、はしなくも靖国神社公式参拝問題と貿易不均衡、日本非難キャンペーンなどを契機に、いま重大な局面にさしかかった」と。反日学生運動を中国内部での権力闘争のあらわれとみる、このような見方は、あまりに日本政府の政策の過ちを見逃した一面的な見方であろうが、学生の反日行動がそうした一面をもっていることは、いかにしても否定できないであろう。

- 4) 秦豊氏(参院の会)が提出した「靖国」問題質問主意書への答弁書を、政府は85年11月5日の閣議で正式決定したが、そのなかでも日本政府は「8・15公式参拝は制度化されたものではない」としながらも、今後どうするかは「機会があるたびに首相その他閣僚がそれぞれ判断する」と書いており(『朝日』85年11月5日付)、少しも公式参拝強行を「反省」したものとはなっていない。中国『人民日報』はこの答弁書の内容に「好感示す」と報じた(『朝日』85年11月8日付)が、果たしてそうであったのか、疑問が残るところである。
- 5) しかし、「靖国」側がこの要求に容易に応ずるとも思えない。事実、表向きは「A級戦犯合祀問題は、宗教法人靖国神社としての問題であり、第三者の党や政府が介入することはできない」とする自民党は、1985年10月、「自主憲法期成議員同盟」(岸信介会長)の事務局を通じて神社側に、① 新たにA級戦犯だけを祭る神社を建立する、② または靖国神社以外の既存の神社に祭ってもらう、という提案を行ったが、神社側は「いったん神様として祭ったものを、取りはずすことはできない」と、これを拒否したという(『赤旗』86年1月7日付)。
- 6) 中曽根首相はその直前の86年1月30日の参院本会議での論議のなかでは、小野明氏(社会党)の「戦後政治の総決算は『司法のオーバーラン』発言にみられる憲法体制のなし崩し、靖国神社公式参拝、首相主導の教育臨調、防衛予算のGNP比1% 枠の見直しなどの軍拡で、新国家主義路線だ」との「靖国」公式参拝強行にもかかわっての追及に対して、「私がした靖国神社の公式参拝は、戦没者の追悼を行うことが中心で、平和と不戦の誓いを新たにするものだ。関係方面に理解を得られるように努力し、その理解は深まっていると思う」と答弁していたのである(『朝日』86年1月31日付)。「靖国」公式参拝についての「関係方面の理解は深まっている」から、今後ともこれを継続するという方針であることを、国内では公式に明言していたのである。